

さいたま市物流施設誘導地区の創出に向けた基本方針 事業計画承認基準

(平成24年3月28日市長決裁)
* 平成24年4月1日から適用

1 事業計画の承認

○ 要件

さいたま市物流施設誘導地区の創出に向けた基本方針（以下「基本方針」という。）により「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流総合効率化法」という。）」に基づく総合効率化計画による特定流通業務施設を実施しようとする者は、基本方針における立地誘導の要件を満たす事業計画書を提出し、市長の承認を得るものとする。

○ 申請者

申請者は、物流総合効率化法第4条第1項に規定する総合効率化計画の一の申請において、流通業務総合効率化事業を実施しようとする者（特定流通業務施設を整備する者のみの場合を除く。）であること。

○ 提出書類

1. さいたま市物流施設誘導地区の創出に向けた基本方針事業計画承認申請書 (様式第1号)

【添付書類】

- (1) 総合効率化計画認定申請書の写し（国へ提出したもの）

2. 企業概要書（様式第1号一別紙1）

【添付書類】

- (1) 法人定款の写し
- (2) 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- (3) 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- (4) 納税証明書
- (5) 直近の決算書の写し

3. 本社立地に係る事業計画書（様式第1号一別紙2）

【添付書類】

- (1) 本社立地の誓約書
- (2) 新たな本社立地を担保できる書類

4. 災害時における協力調書（様式第1号一別紙3）

5. その他必要と認める書類

2 立地誘導基準

① 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画による特定流通業務施設であること。

(施設要件)

- ⇒ 物流総合効率化法第4条第2項に規定する総合効率化計画に記載された同法第2条第3項に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち、同条第6項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設又は倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同条第1項に規定する倉庫であること。

② 本社を市内適地に立地する企業であること。

(企業の要件)

- ⇒ 本社を立地する企業は、基本方針に基づく承認申請の申請者とする。

(本社の要件)

- ⇒ 本社は、物流施設誘導地区指定区域以外で、都市計画法等関係諸法令に適合する適地に立地するものであること。
- ⇒ 1年以上の事業実績を有する企業が、本社を市内に新たに開設し、開設後3年以上事業を継続するものであること。
- ⇒ 本社の立地に係る建設又は賃貸借契約は、特定流通業務施設の建設と同時期に行うこと。
- ⇒ 当該本社における常時雇用者が15人以上であること。
- ⇒ 一の申請に複数者ある場合は、1社以上が上記全ての要件を満たすこと。

③ 防災機能（耐震・浸水対策等）を確保した上、災害時の協定締結を行える企業であること。

(防災機能確保等の要件)

必須事項 耐震等対策の実施

- ⇒ 施設建築に際しては、災害時においても機能確保ができるよう、建築基準法等の関係諸法令のほか、近年に発生した災害状況を鑑み、現地を十分調査したうえで、耐震等対策を講ずること。

必須事項 浸水対策の実施

- ⇒ 施設建築に際しては、200年確率の水害（浸水深2～5m）への対策として、以下の例に示すような浸水対策を講ずること。

- 例1) 1階部の主要施設区域へ防水扉を設置し、施設内部への浸水を抑制する。
例2) 1階部には主な倉庫機能、機械・設備機能を配置せず、主にピロティ状の荷捌き場として利用するなど浸水時の物流機能を確保する。
例3) 浸水時、孤立しないような移動手段を確保する。
例4) その他、浸水被害対策として有効であると市が認める対策。

必須事項 災害時における協力に関する協定の締結

- ⇒ さいたま市地域防災計画に基づき、さいたま市経済局が行う「応急生活物資の調達」、「物資輸送車両の確保」等の項目に関する協力協定を締結すること。

3 承認の決定・取消

○「さいたま市産業展開推進本部」による審議

⇒ 「さいたま市物流施設誘導地区の創出に向けた基本方針事業計画承認申請書」が提出されたときは、書類審査及び事実確認の上「さいたま市産業展開推進本部」の審議を経て、市長が承認又は不承認を決定する。

○承認の取消しについて

⇒ 承認の決定後、下記のいずれかに該当するときは、「さいたま市産業展開推進本部」の審議を経て、市長が承認の取消を行う。

- 1) 事業計画の見直し又は中止により、明らかに事業計画の達成が見込まれなくなったとき。
- 2) 虚偽の申請その他不正行為により、承認を受けたとき。
- 3) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。
- 4) その他市長が事業計画の達成が見込まれないと判断するとき。

○「さいたま市産業展開推進本部」の会議開催

⇒ 「さいたま市産業展開推進本部」の会議は、概ね2ヶ月ごとに行われる。

4 工事完了報告・本社立地報告

○工事完了報告について

⇒ 特定流通業務施設の工事を完了したときは、都市計画法等の検査を受けたのち、関係書類を添えて速やかに工事完了報告書の提出を行うこと。

(提出書類) 工事完了報告書(様式第10号)

- 【添付書類】
(1) 検査済証の写し
(2) 階層別平面図
(3) 現況写真

○本社立地報告について

⇒ 本社の立地を完了したときは、関係書類を添えて速やかに本社立地報告書の提出を行うこと。

(提出書類) 本社立地報告書(様式第11号)

- 【添付書類】
(1) 本社移転後の商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
(2) 常時雇用者数を確認できる書類

5 その他

○事業計画の変更について

⇒ 承認の決定後、下記のいずれかに該当する事業計画の主要な部分に変更が生じたときは、ただちに市へ報告するとともに、関係書類を添えて事業計画変更申請書を提出し「さいたま市産業展開推進本部」の審議を経て、市長の承認を受けるものとする。

- 1) 申請者の一部に変更が生じたとき。
- 2) 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画に変更が生じたとき。
- 3) 本社立地に係る事業計画に変更が生じたとき。
- 4) 防災機能の確保に変更が生じたとき。

○軽微な変更について

⇒ 事業計画に軽微な変更が生じたときは、速やかに市へ報告するとともに変更後の書類の提出を行うこと。

6 問合せ先

○さいたま市経済局経済部産業展開推進課

048-829-1349、048-829-1348